

第 5 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 28 年 11 月 17 日 (木) 開会時間 午後 2 時 2 分
閉会時間 午後 3 時 27 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松
副委員長 上田 仁
委員 渡辺 英機 河西 敏郎 塩澤 浩 永井 学
杉山 肇 早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 なし

議 題 一 議会基本条例 前文について
二 議会基本条例 骨子案について
三 今後の日程について

会議の概要 議会基本条例の前文及び骨子案について討論を行った。
今後の日程について、委員長案のとおり決定した。
次回、委員会を 11 月 21 日 午前 10 時、第 1 委員会室において開催することとし、閉会した。

質疑、討論

前島委員長 前文について、皆さんから御意見をいただく訳ですが、委員長としての考え方をお話ししてみたいと思っております。前文の条例案というのは、その目的に向かっただけの背景、動機、選定の理由を、文章化するものだと思っております。そういう点で、基本条例をつくることについての、いわゆる背景、動機、そして選定をしようとしてつくろうとした理由などを総合的にまとめたものが前文だと、文章的には私はそう理解をしているところでございます。そういう考え方に立って、今朝ほど大急ぎでいくつか骨子になるポイントを皆さんに、印刷する時間がありませんでしたので、お話しをさせていただこうと思っております。まず前文の骨子の一つとしては、平成 12 年、地方分権一括法が施行されたこと、かつての中央集権型の行政のあり方はここで大きく変革したということをお我々はとらえたいと思っております。2 番目として現在の地方自治体は、広域行政を担う都道府県行政と、そして直接地域住民の生活を支える市町村行政とが連携し合いながら国民生活に必要な全てまたは大方の施策を立案執行する地方主権、住民主役の新時代にもう入っていると、そういう認識を私は持っています。そこで、また、地方自治体の今後を目指す方向性は一体何かということになると、自主と自立、結果と責任、住民パワーの創出と住民参画を基軸に自治体間の創意工夫を競い合っていく公開自治へと進化変貌していくのではないかと、こういう認識を私は持っています。

す。そういう考え方。4番目はこうした時代背景にあつて地方自治体の長、知事並びに議会議員、は地方自治法の定義にあるに二元代表制の進化を自らの手で宣言をして、広く県民と共有するルールを明確化する必要があると、こういう認識で私は前文を捉えています。そして、5番目の流れとして、そのためには開かれた議会運営、執行権者、知事と、議決権者、議会との関係について、なれ合い形骸化等の検証を反復して自立を基に議会は監視、政策立案、提言、議会審議等の機能を充実強化するとともに、県民参加を積極的に求める議会公開や活動等の推進を具体的に県民に示し、広く共有し合いたいとの主旨で県議会の基本条例をつくるんだと、こういうふうに捉えさせていただいて、委員長の骨格を皆さんにお話しさせていただきました。これは、私の考え方です。その他にご意見がありましたら、ぜひ出していただき、これとこれを、こういう文章感も・・・、こういう私の流れの中で後は文章をつくらせていただいて、議長と私で整合してご一任をいただければと、このような考え方しております。で、前文は、やっぱりいろいろ細かいことを書くものではないと思っております。背景、動機、なぜやろうとしているかということの前文ではうたうものだと考えていますので、そんな点を合意がいただけるかどうかということも含めてご意見を賜りたいと思っております。まずそこのところを皆さんにお願いしたい。

河西委員 昨日いただいた資料だと思うんですけど、第3回のワーキングで出された資料を昨日見せてもらったんですけど、前文も、ここに、群馬、兵庫、沖縄ということで例が載っているんですけど、昨日読ませていただきましたけれども、私の意見ですが、兵庫県の基本条例が、平成24年3月ですか、載っているんですけども、これはもちろん山梨県に書き換えて、いろいろな、そこら辺までは兵庫県というのを山梨県に書き換えて、この解説というのは、また山梨県なりに協議すればいいと思うんですけども、私の意見とすれば、これが前文に相応しいのではないか、そんな思いでありますけれども、また参考にしていただければと思います。私の意見です。

小越委員 ちょっと、書いたものがあるんですけど配っても良いですか。

前島委員長 結構ですよ。

小越委員 2枚あるんですけど、昨日の話も聞いたり、私の思いも含めて少し書いてみたので、別にこれがあの成文ではないですし、こういうことでどうかと、私が思っている意見の一部です。1枚目が、前文に、こういう感じでこういうものを入れたいかと思いましたが、2枚目は、骨子というか骨格の中にこういうものを入れて欲しいなというのを入れました。読んでみます。山梨県議会は、平成28年2月議会で新年度予算を採決せず流会とさせ、新年度予算を知事の専決処分させてしまった。行政を監視し、政策提言を行う議会の最大の権能を自ら放棄してしまったことは痛恨の極みであり、後世に二度とこのような事態を引き起こしてはならないと強く決意する。県民への説明責任と情報公開も十分とは言えない。議会と議員は本来の発揮すべき機能と存在意義を厳しく問われている。山梨県議会は山梨県の意志決定を合議において決定する機関である。県民の多様な意見を反映させ積極的な議論を経て二元代表制の責務を負う。県民から選ばれた代表として県民の立場から行政、知事に対する監視機能を高め政策立案の機能を充実させる。知事等と対等かつ緊張関係を構築しこれを保持する。住民の声を県議会に生かし住民とともに歩む県議会をつくるため、住民に開かれ住民参加の議会を目指す。公聴会や意見交換会を積極的に開催する。県議会の信頼を強くする徹底した情報公開を行う。本会議や委員会の放映、政務活動費の使途の公開など情報

公開を推進する。山梨県での民主主義の進展を図り、公平、公正、透明性が高い、県民に関われ県民とともに歩む県議会を目指す。というような、こんな感じが私はどうかと思ったんです。2番目にあるんですけど、この基本条例を貫くコンセプトは、県民に関われた議会、県民参加の議会ですよ。徹底した透明な情報公開、真摯で活発な論議っていうのが貫かれるべきだと私は思っています。で、細かいことを書いたのは、議会、各県によって大分違うんですけども、いろいろ細かいことを書いてある議会もありますし、たしか、岩手のところは、主権者たる県民への議会活動に対する説明責任や情報公開がまだまだ十分とは言えないと、岩手県議会でも書いてあるんですよ。で、この下にも、知事と議会が対等で切磋琢磨の関係にある二元代表すること、と書いてあったり、鳥取なんかはもっと具体的に書いてあって、鳥取の前文のところには、本会及び委員会の放映、政務調査費の使途の公開、その他の方法により情報公開を推進すると書いてあるんですよ。で、ここに、地域における民主主義の進展と地方分権を推進すべく公平かつ公正で透明性が高く県民に信頼され、わかりやすい議会を更に目指すというふうに書いてある議会もあって、私はこれが最初に来るかはわかりませんが、今回の流会のことを反省と教訓として、こういうことを二度としてはいけないというふうに、日本国憲法じゃないですけど、そこを何とか入れて後世にこのことを引き継いで、私達だっずっと議員をやっているわけじゃないので、入れたらどうかと思っているのがひとつ。で、県民から厳しく問われているというのは、別に今回の流会だけでなくどこかの議会もそのことを書いてるんですけど、存在意義が問われているということで徹底した議論をするということと、県民に関われた県民が参加する、県民とともに歩むというのを、今、やはり議会のあり方も変わってきていると思うんですけども、昔みたいに県会議員に当選したら何でもお任せじゃなくて、住民投票もあるし県民参加の公聴会もあるので、県民とともに歩むという姿勢を見せる情報公開や県民参加のシステムをつくるというのを前文に入れたらどうかと思っている次第です。二枚目のことはまた後で話したいと思います。

山田委員

私も、今回の2月の流会というものの反省の上に立って、やはり今回の条例というものはつくっていくべきじゃないかと思うんですけども、しかしながら、流会という言葉をストックに入れるものはいかがなものかと思っております。ですから、この議会としての機能が十分に発揮されなかったために、県民の皆さん方に、議会と議員に対して不信感を抱かせてしまったということを真摯に受け止めて、これまで以上に議会の機能等の充実を図っていくために、この条例をつくっていくというような形の方が、私はいいのではないかと思います。その反省に立った上に、これから議会を積極的に改革していく、そういうような形のかなで先ほどの委員長の文言はオーソドックスな中で、それをちりばめた中でやはり今回の2月の件というのは、これから将来、必ず絶対にそういうようなことをしてはいけませんよ、というような戒めというものを若干入れた中で、自分は伝えていなくていけないかなと思っていますので、あんまりこの流会という言葉はストックに入れるべきではないと、私は思うんですけど、ですけども、やはり今回のことというのは是非とも肝に銘じてこれから活動していくためにも入れていくべきじゃないかなと思っております。中の方はまた後で話をさせていただきます。以上です。

早川委員

もしできれば、委員長のせっかくご尽力いただいたものを配っていただいて。そうするとベースに。で、私は、たまたま昨日も地元で住民の人たちと話す機会があったので、そこでも話をしたんですけど、この前文の山梨県の特徴と条例の背景と、あとは県議会の決意と書いてあったので、その観点でちょっと考えて、

山梨県の特徴は、とかく、多分、書くと、人口減少とか、首都圏から近いとか自然環境がとか、みんなこう書いてあるんですけど、できれば、これから国際的な地域を目指すとかそういう前向きなことを書いた方がいいのかなと思います。それが、他県にもあるんですけど、この特徴というか、周辺環境が書いてあるんですけど、これがないところもあるので、すっきりするんじゃないかと思う。別にここで山梨県の背景を言う必要もないのかなと、私はそう思います。次に、条例の背景とかこれまでの取り組みというのは、先ほど河西委員がおっしゃったように兵庫県の議会ですね、議会への不信や無関心と書いてある。ここまで真摯に、個人のことだと思うんですけど、こういうことをやっているんですけど、私は、小越委員とか山田委員とか・・・ですね、これまでの県民の意見を真摯に受け止めて、ことは入れるとか、これまでの反省を踏まえ、これはちょっと正しいかどうか、そういうふうなことは入れた方がいいかなと、経緯や背景ですね、それは思います。で、3番目の山梨県議会の決意については、これは、二元代表制と、よく書いてあるんですけど、なかなかそれは美辞麗句になってしまって、二元代表制といっているながらそうじゃないような場面も、県民に誤解を与える場面も、私はあると思うので、真の二元代表制って入れたらどうかと思います。で、もう一つは、公平、公正というのですね。ある人にとっては公平、公正だし、いやいや違うという人もいるので、より公平、公正、より県民に開かれた議会に、これポイントです、変えていく。変えていけないといけないと思うので、より公平、公正で、より県民に開かれた議会に変えていく。それが公平公正で県民に開かれた議会に変えていくっていうと前が全否定みたいになっちゃうので、より、がいいかなって思います。あとですね、あの、県会議員はですね議員としての自覚と責任を改めて強く認識することが必要かなって思います。という言葉とか、あとは、民意を反映するとともに、私達は住民の人たちの意見を反映するんですけど、かたやですね、住民に問いかけなきゃいけないことがあるので、民意を喚起すると、そういう言葉もですね入れてったらいいんじゃないかなって思います。あともう一つは、これも当たり前ですけど、政策機能、政策立案機能と、あ、チェック機能とあの政策立案機能の、改めてそれをしないと、ただですね、なんかこう出てきた議案をこうなんていうかですね、それも大切ですけど、あの遠い将来のことも立案していくって言う意味。すみません書いてあるんですけどコピーを取る暇がなくて、以上です。

上田副委員長 文案までは考えてなくて、こういう項目があったら良いなってことで考えてきましたけれども、今日、案が示されるものと思ったものですからそれを読まさせていただいて、ここはこういうっていうような思いもありましたけれども、間に合わないってことですから、お願いっていうか私はあの透明性の確保っていうのは時代の流れで当たり前ですけれども、情報の公開を徹底的にすることと一緒に、広報と一緒に広聴、いつも県民とともに歩んでいくためには聞くっていう姿勢を示していく文言、広報と広聴、よく耳を傾ける県民の声を、そういう意思を最大限やってみたいな事柄をぜひ入れて欲しいと思います。あの、ここに県民とともに歩むとかそういう言葉がもしもありませんけれども、その中で広聴、広報、この二つをぜひ入れていただければというふうに思った次第です。外にも色々ありますけれどもそこだけはぜひお願いしたいと考えました。以上です。

永井委員 私も先ほど早川委員が言った民意を喚起するという言葉、ぜひ入れていただきたい。それは、とかく、私達から議論の報告とかをするんですけども、要は一方通行にもなりがちだし、またこの議会基本条例というものもこれが議会の規範になるんですけども、時には県民の皆様には耳が痛いというかそういうことも中にはやっていかなきゃいけない、そういったときに前文に、こういう議会を目

指すって部分の中で、項目のところでもそのようなお話をしようと思ったんですけど、民意を喚起するような議会というような言葉を一言入れておいていただけるとありがたいかなと思います。

杉山委員 基本的に私も河西委員の言った兵庫県議会の案が良いかなと思っているんですけども、先程来出ている流会云々っていうこと、当然それも入るんでしょうけどやっぱりここはですね、そういうことを相対的に考えたときに時代背景が変わっているからだと思うんですね。それは今の時代に合った議会、これからの時代に合う議会を私達は常に心がけて運営していかなくゃならないってことだと思うんです。そういう意味では、その横の群馬県のところにある県議会を担う者として県民から付託された責任の重さ、ここは県民の信頼と期待に応えていかなければならないということなんですが、議員一人一人が最大限その能力を発揮することにより県民の信頼に応え、ここは開かれた議会、そういうところにも通じるとそんなことだというふうに思います。

前島委員長 私が大急ぎで鉛筆書きしたものを、今ワープロで打ってもらってお配りしておきたいと思っております。前文の方につきましては、一応ご意見がなければ前に進ませていただきますがよろしゅうございますか。

塩沢委員 議長案がまた示されてそれも一緒に検討させてもらって、そういうこといいですね。

前島委員長 今日はたたき台がないといけないので、私が大急ぎでちょっと書いたのを項目的な順序だったものを、後は議長と私にご一任願えればありがたいと思ったりしている。今お話しいただきました小越さん、かなり条文の中に入っているように思います。小越さんの具体的な文言についてはですね、かなり議長さんの目的意向の条文の中に加味されています。早川さんのご意見、山田さんのご意見、上田さんのご意見も、かなり私も含めた共通したご意見の認識に立って、杉山さんのご意見も河西さんも……。

渡辺委員 前文を、各県のこの勉強させている中で、先ほど委員長がおっしゃいましたようなことも当然地方分権の書かれておりますけれども、平成 20 年後半、後半というか、20 年過ぎた頃の前文の中身というのが大きく変化しているなということに気がつきまして、鳥取なんかでは県民目線、そうしたところをやっぱり議会が取り入れていくべきだというようなことを言っておりますので、もう少し精査する中で時代的な背景をやっぱり言われましたように今の時代に即した中身にしていくのがいいのかと思いますので議長案とも示していただきながら更に検討を加えていったらなど。今日はあの、先ほど、早川先生が言った公正と公平とかね、これに対してもいろいろ参考になる言葉が使っておりますのでこれもまた勉強できるかなと思います。また、もう少し勉強させてもらえればと思います。

前島委員長 皆様、憲法の前文をお読みになったことがあると思いますけれども、やっぱりあの前文というのはですね、ある程度普遍性のものを文章的にあらわしておいた方がいいと私はそう思っているんですね。だから、できるだけその普遍的にやっぱり共有できる前文。中身のものについてはですね、条文については、改正ということが出来るけど前文はやっぱり、憲法の前文を皆さん読んでいただければわかるけども、ああいう形で前文というのはいつの時代でも共有できる、理解できるそういう基本的な文章化が望ましいというふうに私は思っておりますので参考にさせていただきたいと思います。それでは前文のことについてご注文がなければ。

- 早川委員 参考に、あの次回の、21日には皆さんの意見をまとめて、委員長案と議長案といろいろたたき台が出てくる…。
- 前島委員長 次回ということではなくてちょっと議長さんと打ち合わせしなきゃなりませんのでその先になるかもしれません。それはご理解を一つ頂戴したいと思います。
- 早川委員 次回じゃないかもしれない。
- 前島委員長 はい、皆さんにもまた更に聞かせてもらったり…。
- 早川委員 できれば、前回の委員会でいろんな項目も大切だけれども、全員の共通としてですね、前文という精神とかハート、骨が大切だっという、その前文について今議論しているので、そのたたき台について、いつになるかわからないって言うのはですね、できれば21日、2月の上程を目指すのであれば21日ぐらいに努力をぜひしていただければと…。
- 前島委員長 私も僭越なことも言えませんので、議長と打合せをして、できるだけ速やかに。それでは、前文について、今あの私の方のたたき台もちょっと今項目的なものですけど用意させましたので、皆様にお配りしたいと思っております。今早川さんの、配らせていただいておりますので説明をいただきたいと思っております。それじゃあの、早川さんが今資料を皆さんに配りましたので、早川さんから改めてお話をいただける、提案をいただこうと、発言をしていただければ。
- 早川委員 私自身こういう、バラバラでもしょうがなかったんだけど、前文についてだけ考えてきました。で、前文については、ここにヒントがあったので山梨県の特徴、他の地域を見ると、岐阜県は日本の中心に位置しとか、兵庫県は丹波どうだこうだとか琉球は明治何年からって書いてあるその、山梨県の特徴については結論から言うとなくてもいいのかなと思います。外の県はないことがあるので、それよりも条例の背景とか、県議会の決意をすっきり書いた方が、他県でもそういう事例があるので、それで後、条例の背景とか山梨県の決意というのは先ほど説明したとおりです。
- 前島委員長 前文だけ読んでくれますか。
- 早川委員 前文はすみません、書いてないです。
- 前島委員 山田先生、前文が今配られましたので改めて読んでいただければ。
- 山田委員 すみません、今日、議長案が出てくると思ったので、それとどういうふうな形の中であれするかと。私は基本的には理系なんであんまり文章的にうまくないので、これ文章があってるかどうかというのは、ちょっと別問題ですけども、一応このような形で、自分の想いみたいなものを、議長案の前文のところで意見も見ながら一応書いたつもりであります。ポイントといたしましては先ほどご説明したとおり、2月のこの議会の、これはもう完全に、完全にといいますか、私達が背負っていく十字架みたいなもんだと思ってますし。
- 前島委員長 もう一回それ、あの読んでもらいますか。せっかく、せっかく文章書いてくれたから。

山田委員 先ほど言った通りの想いです。以上です。

前島委員長 お手元へ配付したとおりで了承していただきたいと思います。次に議長の方から皆さんのところにお示しをされ参考としてとられた、兵庫県、沖縄県等々また神奈川県それから、それぞれ右の方に参考 1, 2, 3 という項目の中で出ておりま、すが、これにつきましてですね、事務局の方から朗読をさせていただいて、第 1 の総則のところから、ちょっと入っていきたいと思っていますけど。お手元にいらっしゃいませんか。

(事務局朗読)

(「ちょっとさあ、前文はまずこういう精神を入れて、それから条文をやっていこうという話じゃなかったの?」と呼ぶ声あり)

前島委員長 それにしても…

(「今日は(議長案が)出てくるね、だいたい予定で・・・」と呼ぶ声あり)

上田副委員長 すみません、昨日の話し合いでまず前文のところの精神の入れかたが大事だっでことの中で、そこを固めてその精神をある程度固まった中で条文を一個一個それに沿っているかどうかのっていうようなそういう議論だったと思ったもんですから、今ちょっと前文のところを示されないところで先に個々のところをやるってというのはちょっとどうかなっていうふうに思ってちょっとご意見させていただきましたが。

前島委員長 進め方ですけど皆さんどうでしょうかね。

(「条文と整合性が合わなかったら困る」と呼ぶ声あり)

河西委員 今、皆が言うように、昨日は、そんな方法で行こうってことで、まず議長のたたき台が出てきた中で・・・何か今それがないとこれにはいけないという感じがするってことですから、もし日程的に間に合うのであれば、今日前文のいろんな意見が出ましたから、出してもらって、その後条文に入っていくっていう方法で、今日はそれ以上進まないってことだと思いますけどね、どうでしょうかね、皆に聞いてもらってください。

早川委員 残された時間で前文について、ないのであれば何かもう一つのスケジュール案とか公聴会ってわからないですけど、その中身について議論するのも必要でしょうけど、もしであれば、前文について、例えば、山梨県の特徴を入れた方がいいのか皆さんに意見もらったり、これ以上ないってことであれば、それは次の議長案が出てくるまでで、それで終わって、で、ここのもう一つの議題に移るってどうですか、それで。

杉山委員 前文については、それぞれの委員から意見も出ましたし、それを踏まえて次の議長の予定もあるんでしょうけど次の委員会までになるべく間に合わせてもらって、それを基にまたそれぞれの意見でたたいてもらえばいいと思うので、取りあえず今回はスケジュールのことについてしっかり決めて、そのぐらいにしておいた方がいいかなって思うんですが。

前島委員長　　こちらはスケジュールを配らせていただきます。お手元に行っていると思います。今日はそれぞれ個々のお立場で、早川委員それから山田委員、小越委員、あの文章化した私を含めまして案を検討していただきたいというふうな形でご説明いただきましたけれども、議長の案を皆さん方がやっぱり出していただいた上で総合的に前文の審議を済ませて、各条例の第 1 条、第 2 条の方で検討していくことが望ましいんじゃないかってことになりましたので、そうさせていただくことといたします。それではあの基本条例案の検討委員会の今後の日程の運びについてですね、今日はひとつ議論をしていただきたいと思っております。それでは事務局の方から一部修正を加えましての前の公聴会などのことも含めまして、改めて日程表の提案をさせていただきます。よろしくをお願いします。

(事務局説明)

前島委員長　　今事務局の方から修正ではありますが、追加っていう日程になりますけども、大きく太字で囲んでありますところの公聴会という日程が入りましたので、一日プラスという形にスケジュール的になりますけどもそのことについてこの順序立てにつきまして皆さんご意見をいただけたらと思います。公聴会のあり方。

小越委員　　事務局から、素案ということ、まだ前文もやってないので、この素案じゃなくて骨格案の、案みたいところで議会改革検討協議会も全員協議会にもかけて、それで公聴会に行くってことですよ、きっと、素案というところまでちょっとまだ時間的に行かないんじゃないかなと思うんですけど、それで良いんですよ、確認、今の話ですと素案じゃなくてもこんなスケジュールでということですか。骨格案くらいでも十分かなって思うんですけど、公聴会、意見交換会。

山田委員　　1 2 月のこの中旬から下旬ぐらいですか、この県民からの意見聴取、あと 1 カ月かそこらっていう形のスケジュールの中で、どのようなこの意見交換会、公聴会の形をイメージしているのかととりあえずお示し頂ければありがたいですけど。

前島委員長　　それは、皆さんのご意見を、全員協議会のご意見も頂かなくちゃなりません、公聴会ということになると、限られた会場設定がございますので、メンバーとなると思いますね。それをどういうふうな代表の方々に出て頂く県民を代表して公聴会をですねセットさせて頂くかってことについては、これからご意見を聞きながらですね決めていかなくちゃならない。全員協議会にも諮って説明する必要があるのではないかという感じは持っております。皆さんにあらかじめこういうふうな公聴会をやったらどうかというご意見があれば参考にさせていただきたいと思えます。

早川委員　　このタイミングで、公聴会が良いのかどうか、県民の意見を聞くっていうのは姿勢として、くるか来ないかわからないけれども、姿勢として良いと思います。で、先ほど委員から出られたガチガチに条文で決めてしまって全員協議会にかけてまた公聴会をやったりしてパブコメだと今までと同じ形になるので、骨子、素案の前の骨子のイメージでやるのも良いと思います。それと、後あの公聴会のやり方について全協で話し合うっていうのはそれは意見も聞くんですけど、せっかくこの検討委員会もあるので検討委員会としてこういうスケジュールでこういうふうな公聴会をした方がいいんじゃないかと、そういう意見を持っていくべきだと思います。

前島委員長　　そのとおりですから、今その方法を聞いております。その後意見を聞いている

んです。ただ、公聴会を開くことについての同意をいただくという手続きをした
いと。だからそれは検討委員会としての案とすればこういう公聴会の範疇で開き
たいというようなことをあの全体会にかけると、この意見も少し皆さんから聞き
たいと、こういうことです。

小越委員

この 1 月 19 日が第 9 回検討委員会で、パブコメが 1 ヶ月間としますとこの日
程、12 月 18 日からパブコメしなきゃならなくて、12 月議会も始まっていく
となると、ちょっとここでいくと、この意見交換会から意見交換会の後の内容検
討素案の修正、パブコメかけるっていうのはちょっと時間的に不可に近いなかつ
て思っていて、もうちょっと後ろにいかないと、ちょっとこの日程がつまりす
ぎじゃないかなって思ったんですけど。意見交換会は、私は、本当はできれば、
4 圏域で皆さんがタウンミーティングのように議会への意見を自由に言っていた
だくってのが一番公平で民主的だと私は思うんですけど、日程的な問題があるか
とも、一番言えるのは公聴会っていうよりも意見交換会、あくまで県民の皆さん
からどんなご意見があるのか聞いて一緒に考えていきましょっていうので、本
当は 4 圏域で意見交換会やりますからぜひ来てくださって、まあそれにはかな
り時間もね、来週やりますから来てくださって訳にも行かないと思うので、も
うちょっとこれが日程的にパブコメが 1 カ月やらなきゃならないので、1 月 19
日パブコメの内容検討、ちょっとこれはもうちょっと後ろに、12 月議会も
あるので、ちょっと後ろに行くのかなって思ったんですけど。私は意見交換会や
るのは大賛成です。県民に開かれた県議会ってことですので意見交換会をやるべ
きだと思いますし、できれば 4 圏域でそのタウンミーティングっていうことが
良いかわからないけど、県民の皆さんと県議会が語る会とか、なんか議会基本条
例についてのご意見を伺う会みたいな形で本当は 4 圏域でやるのが一番良いと私
は思います。

杉山委員

日程は当然その議論の進め方で変わる可能性もあるんでしょうけど、とりあ
えずこういう日程でということの案だと受け止めています。その意見交換会とい
いますか公聴会っていう県民の意見を聞くっていう場になるわけで、どういった
人数どういった人ってこと、難しい問題にはなると思うんですけど、過去にこ
ういう公聴会なりを議会として委員会としてやったってケースはあるんですか。も
しあればそういうことを少し参考にすれば良いかなと思うんですけど。

塩沢委員

意見交換会っていうのは良いことだと思いますけど、この間の話の中だとまだ
それをやるかやらないかってことも、まだこの中でも正式にパブリックコメント
で行くのかあるいはその意見交換会、公聴会で行くのかもまだ正式にはまだ意志
決定がされていないんじゃないかなっていうふうに私は認識してるんですけど
も、まずそこを委員会として、委員長の方に、そこら辺をどういうふうにするや
るのかってことをまず方向性を決めてもらって、それからじゃないと意見交換会
がどうのこうのって話をして、まず決まってからの話でやった方が私は良いと
思うんですけど。

前島委員長

ちょっと私の方で整理させていただきますけども、日程変更がございましてで
すね、前回の皆さん方のご意見で、県民とのですね意見を伺う機会をつくと、
つくれというご意見が多くありました。それで、それをやるとすれば、公聴会か
なと、公聴会の日程を今日皆さんに提示をさせていただきます、それによって
皆さん方がやろうってことで、この日程スケジュールをお決めいただければそれ
で具体的にどういうふうな範囲でやるかってことを提案をしていきたいって思っ
てますがどうですか。いかがでございますか。この公聴会をやるということにつ

いて異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

前島委員長 全員の方々ご賛成を頂きました。そこで、日程についてはですね、小越さんから心配のご発言がありましたけれど、これはできるだけ調整をしてですね、日程を織りなしていく以外にはないと思いますので、ご理解を頂きたいと思っております。それから今ひとつは、4 圏域でやるという大変理想的なお話も頂いたけれど、日程的にもですね、また企画的にも非常に難しいことでございますので、公聴会については、全県の代表の方々を出て頂いて、それは私の案とすれば県会議員の先生方に 1 名ずつご推薦を頂きたいと。そして皆さん方から 1 名ずつのご推薦ですから、現在 36 人という県会議員の数でございますので 36 名をもって公聴会を開催をするという方向をとりたいと、こう思っておりますが、その具体的な委員長案について、いかがでしょうかと、いうことでございますが、ご意見を頂きたいと思っております。

早川委員 実現的な議論なたたき台をありがとうございます。確認ですけど、参加は今もそうですけど参加は自由だけど、委員長がおっしゃるのは発言権がある人は各議員の先生達が地域にいるから一人ってそういう案ですよ。

前島委員長 傍聴とかそういうことはもう、別段問題ないので。他にどうでしょうか。繰り返しますが、委員長案とすれば、全員協議会に諮る案とすれば県議会議員が 1 名ずつ各地域から推薦を願いたいと、それでそのの方々をもって公聴会を開かせて頂きたいと、また傍聴についてはできるだけ傍聴の人が可能な会場で開かせていただくということになると思っておりますけどその案でご賛成いただければ検討委員会の案として全員協議会に出したいと、こういうことでございます。

小越委員 それはよく国会でやっている地方公聴会みたいなイメージでしょうか。その三十何人の方がいらっちゃって、そのの方々から意見をいただいてこちらからも質問するってこと？ちょっとわからないんだけど。

前島委員長 意見を交わす。

小越委員 その 36 人に順番にしゃべってもらってことですか。

前島委員長 いえいえそれは全体で、全体でやってですね。発言を。

小越委員 36 人の方々がそれぞれ…。

前島委員 全員という形…。

小越委員 36 人の方々が手を上げて、私はこう思います、私はこういうことしたいってことを言ってもらうのを聞くだけでしょ、私達。36 人の方々に発言していただくってことですね、全員。

前島委員長 それは今から私が一人で決められませんので、今数の問題、開催の実効案についてですねお話をしているんです。その中身は、どういう運営をしていくかっていうのは次の問題になりますけれど、まず県議会議員一人ずつのご推薦をいただく公聴会ってことで、ご賛成をいただければそこで一つ決めて…、はいどうぞ。

- 塩沢委員 基本的に骨子案というかを提出して、公聴会というかそこで皆さんの意見を聞くってことだから、私はその線でいいじゃないかなって思いますよね。ここでこういうふうにやると相当時間的にも大変だし、こちらで示したものに対して意見をもらうっていう格好がいいじゃないかなって思いますよ。
- 前島委員長 先にその 36 人、県会議員が一人ずつご推薦いただく公聴会にご賛成いただきました。数の、公聴会の数のご同意をいただきたいです。まず、36 人をもって推薦を一人ずついただくということで決定をさせていただくと、でその後の運営についてのことについて…。
- 渡辺委員 36 名とって一人一人ずつ推薦を…。
- 前島委員長 ちょっと待ってください、推薦の話は今…。
- 渡辺委員 数の話をしているんですけども、36 名というそれは目標ということで良いわけですね。急遽その日に来れない人も中にはいるかもしれないので、36 人揃わなきゃいけないっていうようなことはないと思いますけれども、そういう要するに目標として一人一人と、こういうことであれば良いと思いますよ。
- 前島委員長 それは推薦、今渡辺さんがおっしゃったようにですね、どうしても一人出してもらわなきゃ困るということではないんですね。推薦を一人ずつお願いしたいという中で、お集まりいただける範疇でやらせていただくということです。それは良いですね、数の問題…。
- 上田副委員長 私、理解…。要は各県会議員が一人ずつどなたかに話をして、公聴会は誰が来ても良いわけですね。まず、会場に集まるのは。意見を言うことができる人はその 36 人に限ってもらって、意見を言う、いわない人もあると、そういう理解ですか。
- 前島委員長 そこをいま上田さんのことについては数の問題と出欠の問題について、今ちょっと確認をさせていただいてますからそれが決まれば 36 人の範囲で、一人ずつ議員に推薦をしていただくと。そして出欠については、どうしても一人ずつ出してもらわなくちゃ困るという縛りはないということでご理解をいただきたい。そこであの、今上田さんのほうからご発言がありましたご意見運営の在り方ですね、運営をどうするかってことについて改めてご意見があったら出してもらいたい。運営についてご意見ありましたら。
- 河西委員 確認だけでも 36 人いるから、一人につき一人出せと、でも出せない人もあると思うですよ、それはそれで良いんですよ。36 人が来ても発言をしないこともあるかもしれないですよ。運営にしてもさっきも話に出ましたけれども、骨子案が素案かって話が出ていますけど、それはこの中で練った中でそれを出してことですよ。だから討論方式ではなくて、これを見てもらって県民が私はこう思いますって意見を聞いた中でそれで良いんじゃないですかね。それでまた後その後もう一回修正とか内容の検討とか修正とかって入ってますから。意見出してもらおうと、いうことでそういう確認で良いんですよ。
- 小越委員 集まりやすい甲府ってことになるんでしょうね。12 月の忙しい年末になるってことですね、きっとね期間的にはね。36 人の方がいらっしゃるか 30 人か 25 人かわからないけど、運営はここが、検討委員会が運営をしてやるってことで

すよね。

前島委員長 もちろんです。

小越委員 それで意見を自由に発言していただいて、こちらが出した資料に基づいて言っていたら聞いて聞くと。それを受け止めて次の素案なのか骨子案なのかわからないけどそれに生かすってことですね。で、思うのはそこで発言する人としらない人とそれから、もっと言いたい人がいるのであれば、そこに来た傍聴の方にアンケートを配るとかね、良かったとか、こういうこともっと言いたいことがあるとか、そういうのもアンケートを取ったらどうかと思いますね。こういうものをもっとやって欲しいって意見があるかも知れないし、アンケートを取ったらどうかと私は思います。

前島委員長 今、運営の方法についてお話がありまして、出席した方々が全員発言をするってことについての縛りはないってこと、それから任意のご発言をお願いすると、ただ骨格の資料についてはですね、5日くらい前にお届けする必要があると、それは当然のことでもありますのでしたいと。それでそれに基づいてご発言をいただく方はご発言をしていただくってことで、またお話がありました、検討委員会が主催してやると、こういうこともご確認をいただいております。

河西委員 公聴会みたいなものをするんですけど、36人が例えば全員いろいろ質問することもあるんですけど、時間的とか何とかそういう制約とかっていうことは考えないんですかね。全員が36人が皆5分も10分も話をしたらとても長い、それは意見を聞くってことは大事ですけども、ある程度制限を設けた中ではなければ…。

前島委員長 いまの河西委員のご意見はもっともだと思えます。時間がただらしてはいけませんし、時間はやっぱり設定しなきゃいけませんので、一人何分という感じで一人一つずつのご発言をいただくと、一人一問という形で公聴会を開くということだと思えます。そういうふうにしていくことが、時間がございますので…。

山田委員 一人一問というのは、もし来ていただいた方がこの中にこういうものを入れたい、ここにはこういうものを入れたいって言ったならもう2つになっちゃうってことですか。

前島委員長 いえいえ、一人1ずつくらいの範囲でやらないと、36人が全部発言をすることになると相当に時間がかかりますので…。

上田副委員長 例えばね、36人として、一人5分ということにすれば、3時間ですよ、一人5分で言いたいことが5つあったら5つ言ってもらったらいいいじゃないですか、そこは、一人1個なんて決めなくて、5分間。それは公聴会って聞くんですから意見があるってことを受け止めると。そういうことで、制限するって良くないと思えます。ただし時間のことはわかってもらえるんで、例えば一人5分、いくつでも何でもおっしゃってくださいって方がいいんじゃないかって私はそう思いますけども。

前島委員長 時間設定で行くか、あるいは一問で行くかってことなんですけど、それはどうでしょう皆様のご意見は。

上田副委員長 時間が困るからってということだから、一日やるのは大変だと思うので、時間を制限すれば一応予定は立ちますよね。例えば 36 人全員がしゃべっても、今言った 3 時間ですから、休憩があるにしてもそこでだいたい一通りの意見が全部終わると思いますから、やっぱり時間にするのが一番計画も立てやすいし運営もしやすいと思いますので、この委員会としてもですね、時間というふうに決めていただければって思います。

前島委員長 いかがでございますか。じゃあだいたいですね今上田さんからお話がありました時間設定で、一人 5 分以内でやっていただくってことですのでよろしく願いしたいと、それでよろしいですか 5 分って形で。

小越委員 アンケートを、せっかくこういう機会を議会がやるのは初めてだと思いますので、良かったとか悪かったとか、発言が足りなかったとか、発言者じゃないけれど傍聴していて、言いたかったことあれば書いてもらって、アンケートを集めた方が次に生かせていくと思うので、傍聴に来た人、参加した人にアンケートしたらと私は思います。

前島委員長 小越委員から、アンケートを当日ですね、公聴会の評価についてアンケートを、良かったとか悪かったとか色んなアンケートを取ったらどうかってご意見でましたけどどうですか。では、小越さんが提案しましたように、それぞれお配りをして…。

杉山委員 今そのアンケートの件ですけれども、取ることは良いと思うんです。そのアンケートは、内容を反映することまで含めるんですか。ただ、この公聴会についてのアンケートとか、また次に繋げるってことの意味のアンケートを取るのか、この骨子案について意見があった場合、また反映させるってことになるけどまた違ってくるので、ここは制限しておかないと、意見者と傍聴人は混同してしまうとまずいなと思うんですけど。

前島委員長 小越委員のご発言と、杉山さんのご発言で整理させていただくと、公聴会の感想を聞くだけのことですから、アンケートってというのは、良かったか悪かったかってことを聞かせてもらうだけのことですので、アンケートとはそういうものですので、内容がこうだああってことを書いてもらうじゃなくて、今日の公聴会は、良かったですか、悪かったですか、ということ、3 問くらいに絞って聞くだけの、それに丸を付けてもらうって程度のアンケートだと思います。そういうのが今行われてアンケート。催しに対するアンケートですから、催しに対するアンケートはそういう形で取らせて、それは後日の我々の議論の対象になるものではないってことをご理解をさせていただきたいと思います。それでよろしゅうございますか。

山田委員 年末のものすごく忙しい時期に一人一人を 3 時間という拘束を掛けるわけですから、今から 1 カ月掛けて誰を頼むかってことをやってくんですけれども、3 時間もいられないぞっていう方が当然出てくると思うんですけれども、そういう場合には、その時間内に来てくれれば良いのか、1 時間くらい来てくれれば良いよとか、そういうやり方でやるんでしょうか。それとも 3 時間なら 3 時間びしっとしてもらわなくちゃならないのかってことで、ちょっと誘い方がかなり変わってきてしまうんですけれども、その辺をちょっと伺いたい。

前島委員長 山田さんの、会場に集まる方々の時間帯の調整をどうするんだってお話だと思

うんですけど、用事のある方は自分でご判断していただく。退席とかそういうこともあると思いますけれども、広範囲で集まりますので、俺を優先してくれとかご意見をそれぞれ全員から聞いて順番を決めてくってこともできませんので、それは運営に当たっては、後日具体的に運営方法、発言順序とかまた決めていきたいと思いますが、3時間ずっといなくても良いわけですので自分が発言したら帰っていただいても結構ですし、自由でございますのでその辺の拘束はないってことです。

早川委員 アンケートの内容についてですけど、催し物としての感想とかっていう方法もそのひとつだと思うんですけど、意見交換会自体も一人一人の意見を言っていたいただいたことをもちろん議論の参考にするので、別にそれを組み込めて期待はしていないと思うんですよ。もちろん意見ですけど、せっかく来ていただいたアンケートの方にも、もし、これは良い悪いとかどうだったとかの一番下に条文に対する意見があれば書いて、それで別に必ずしも採用されるものではないっていうふうに、議論の参考にすることは私は良いんではないかなって思うんですけど皆さんどうでしょうか。

前島委員長 アンケートをいただくっていうのは通常アンケートはイベントなり催しなりに対して良かったとか悪かったとか、そういうことに基軸にだいたいアンケートって取られるわけございまして、それは我々が公聴会を開いたことについて、良かったってご意見があるってことは評価をいただいたんだと、あるいは悪かったなってことはあんまり実のある評価はいただけてなかったんだって判断をするものであって、またその方々にアンケートを取ってですね、そのアンケートに意見を添えてっていうようなことはやっぱりあの…。

渡辺委員 そういう考え方もあると思いますけれども、今早川さんが言うように、せっかく来て意見は言えないけれども3時間頑張って聞いていた。そういう人もいると思うんですよ。その人が、この条例の条文についてこういう意見を書いていた。それはやっぱり大事なことだと思うんですよ。それを見るのが我々の仕事だから、ほかのアンケートはともかく、ここはこことしてその意見を聞いて良いものがあればそれはこういう意見がありましたっていう報告くらいはしてもらって、私はその方が良いと思いますけど。

小越委員 ここに参加してきた方がほかの方の意見も聞いて、こういうことを思ったこともあると思うので何でも書いてくれじゃないけど、参加していただいて、公聴会を開くこと自体が初めてだから、それに対する評価もあるし、こういう意見があったから私はこう思いましたとか、とにかく自由に書いてもらって、それをここで見て、採用するかどうかは公聴会の意見もそうだし、そのくらい幅広くやったらと思います。

前島委員長 その辺の整理をしたいと思いますが、私とすれば、公聴会で自ら発言はしないと、しないけれども5日前までにいただいたことについて文章的に感じたことを書いて提出をするってことはですね、代弁に変わることでですからそれは私は良いと思います。しかし、アンケートっていうのは、今私が提案したり小越さんからお話をいただいているアンケートの主旨について修正させてもらってるんですけど、アンケートの私の案とすれば、その公聴会が良かったどうかってことを聞く、そういうアンケートでとめたいと、それから、36人の方々が全員が発言をすれば良いんだけど、発言をしていただけない状況で、私は発言はしないけれども文章でこういうことについて、骨格案を見せてもらいましたけれども…とい

うことで御提案いただき、ご意見を出してもらうってことはまた別の手法でやった方が、意見というところでやった方が良いと思いますね。

渡辺委員　　せっかく、関心があってくてくれる人だから、それなりに皆考えを持っているんですよ。それはやはりアンケートの中に感想として書いていただく。これが一番県民の意見を聞くことなだから、私はやはりその内容、良かった悪かっただけじゃなくてどういうふうに思いますか、くらいはちゃんと聞いてあげるのは、大事なかなと思うんです。いかがですか。

山田委員　　今回の議会基本条例っていうものの肝になる部分が、広く県民の意見を聞くという前提の元でどういう条例をつくっていけばいいんですかって言って集まっていた公聴会ですから、そこにアンケートにやはり、ただ公聴会が良かったか悪かったかだけじゃなくて、人それぞれ様々な意見がありますので、その意見をやはり広く集めて聞くというのがこの条例の私は肝だと思っていますので、やっぱり広く意見を聞くという、この門を狭めることはないと思います。ですから、私は賛成です。

上田副委員長　　全く同じ意見で、この公聴会がやったイベントに対して良かった悪かった、それも大事なことです。それはそれとして当然やって意見を聞くことも大事だし、山田委員が言ったように、やはり関心を持ってもらうことに我々がしようとしているわけですから、それとは別に意見は聞いて、ただし意見を全部議論するとか反映できるかどうかってことは別の話であって、できるものはしますっていうことの中で、意見を減らしていくというか、それはやっぱり向きとして違うと思いますので、やっぱり意見を聞くっていうのは、別に困ることではないし良いんじゃないかと思うんですよね。そうした方が良いいっていうのが私の意見です。

前島委員長　　公聴会の評価をアンケートはひとつ取ろうってことですよね。良かったか悪かったかというのに対してその理由を簡単に書いてもらうってことは良いと思うんですけども、それと意見とがごっちゃになってしまっはいけないんで、その交通整理を今私はしているんです。お話をしているのは、ちゃんと意見が言えない人が筆跡で提出しておいていただくということは認めてあげたいと思いますが、公聴会の評価っていう点でのアンケートの発想の提案でしたので、そうだとすれば良かったか悪かったか、そしてその理由は何だっていう程度のことが、その公聴会そのものの評価をしていただく・・・。

小越委員　　公聴会が良かった悪かったと同時に、色んな意見を聞いて、こういう感想を持ちましたってことを自由記述で書いてもらえばいい。こういう意見があったと、私はこう思いましたってことを聞けば、それは感想をいただくってことで良いと思いますよね。俺はこう思うからこれ入れる、っていうんじゃなくて、公聴会に参加してみ傍聴してみの感想を自由に書いてもらえば、それを集めれば私はそれが良いと思うんですがね。私はそう思っています。そんなアンケートです。

前島委員長　　アンケートの取り方の技術的な内容をまた事務局の方と相談させていただいて、良かったか悪かったかってことを、そしてまたその理由っていうようなものを書き込めるようなことを含めて、検討させていただくと。

(「下のほうへ何でもお書きください・・・」と呼ぶ声あり)

河西委員　　ほとんどの意見が、公聴会が良かったか悪かったかじゃなくて、そんなに大き

なものじゃなくて良いから、一言でもね、さっき、ちょっと反映するっていう話も出たけど、それはもうなくて、そんなもの取り入れていけばねとんでもなくゴタゴタゴタたくさんになっちゃうから、感想を簡単に……。っていうことの御提案ってことですよね。

前島委員長　ここに良かったか悪かったかを入れて、その下に感想なりを書いてもらうってことの御提案ってことで、一応、ではこのつくり方についてはまたご一任いただきたいと思っておりますが、その形をまた全員協議会に諮らせていただくということにしたいと思っております。あとですね、皆さんの方から何かご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思っておりますが何かございますでしょうか。ありませんか。それでは皆さんからご意見をそれぞれいただきましてですね、公聴会の開催が決定されました。公聴会の決定と、公聴会に御参加をいただくメンバー枠もご決定をいただきました。その手法は県議会議員のそれぞれ先生方に 1 名ずつご推薦をいただくと、そのまた意見発表については、どうしてもしなければならないという義務はないということと、出席についてもどうしても出席をしなければならないっていう義務もないってことで、代わりの人を出してくださいってこともないということと、ご推薦をいただいて欠席の場合は御了解をいただくと。それから一人 5 分以内で時間的にお願いをします。所要時間は 3 時間くらいかかるという見込みの中で終わった後につきましては、皆さんに公聴会の感想を良かったか悪かったか、そしてその理由と感想をいただけたらいただく、というような枠組みでよろしゅうございますでしょうかね。今日確認したことについては。

塩沢委員　来なかった人に先ほど委員長の方から、書面でも提出ができるというニュアンスの話があったんですけど、その辺だけ確認したい。

前島委員長　書面、発言ができない方はですね、書面を提出していただくってことで、発表はしないけれどもご指定をいただいた方についてはその意思を尊重したいと思っておりますが、それでよろしゅうございますか。

山田委員　来なかった場合もってことですね。来ない人でも紙でも良いですよってことですね。

前島委員長　そうです。それは大勢の方の前で発表を私はためらいますから……。

(「来ればそこで発言してもらうのが本来ですけど……」と呼ぶ声あり)

前島委員長　でも、しない人もあるかも知れませんが、それは書面で受付させていいただくと。

山田委員　先程から言っていますけど、12月の年末でもものすごい忙しい時期だと思いますので早急な日程の確保と、場所を教えていただければありがたいと思いますのでよろしくお願ひします。

前島委員長　今お話のように年の瀬が迫っていますので、大急ぎでスケジュールを立てて参りたいと思っております。

早川委員　この委員会として色んな議論をして公聴会をやるって、やる方法まで諮って、この委員会として委員長と議長にご理解いただいて出すんですけど、それも含めて全協に諮ってから案内を出すんですよ。

前島委員長 そうですね。それはその手続きをしないといけないと思いますね。

早川委員 それであれば、ちょっと余裕をもってですね。ただ全協で色々な意見が出ると
思います。確かに少し反対の意見も出るかも知れませんが、ただ委員会として
やって、議長として…、もちろん当たり前に通るようにしていただきたいと思
います。

前島委員長 それは、皆さんも、そこまでのことは、いかに手続きを取ると、その上で5日
前くらいには皆さん方にたたき台を送付させていただいて検討していただいて
有意義な公聴会が開催できる運びをつけたいと、こういうことを全員協議会にお
諮りをしたいとこういうことです。だいたいそれで意見が、あとありますか。

上田副委員長 全協へこういう案で公聴会を開きますというその案というのはここでいう骨子
案が固まったところでこういう形のものを全協へ説明して公聴会やりますと、こ
ういう了解をいただいて出すと、こういう理解で良いですか。それはそれで良い
わけですね。ありがとうございます。

前島委員長 公聴会の手続きも一応ご理解いただくということです。それで素案を出して、
全員協議会のご意見を拝聴しそれに続いて協議事項として公聴会の御提案をさ
せていただいて全会一致のご理解を賜るという方向で進めたいともいます。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松